

南海トラフ地震発生時の道路啓開への協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という）と高知県素材生産業協同組合連合会（以下「乙」という）とは、南海トラフ地震発生時の道路啓開への協力について、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、南海トラフ地震発生時の道路啓開に関し、乙に加盟する素材生産業協同組合の協力について、必要な事項を定め、道路啓開を迅速かつ円滑に実施し、早期に完了することを目的とする。

第2条（業務の内容）

乙に加盟する素材生産業協同組合へ協力を要請できる業務は、以下のとおりとする。

- 1 倒木や津波瓦礫及び土砂の撤去
- 2 その他（所有する資機材の範囲内で実施可能なもの）

第3条（協力の要請）

甲が必要と認める場合には、甲又は甲が道路啓開を要請した建設業者等（以下、「要請業者」という）から乙に加盟する素材生産業協同組合に対して協力を要請することができる。

- 2 甲又は要請業者から乙に加盟する素材生産業協同組合に対して要請を行う場合は、文書による要請を原則とするが、困難な場合は口頭によるものとし、後日すみやかに文書により要請する。

第4条（協力に関する費用）

本協定に基づく協力を要した費用については、乙に加盟する素材生産業協同組合に協力を要請した者が負担する。

第5条（損失補償）

本協定に基づく業務の実施にあたり、第三者に損失を及ぼしたときは、乙に加盟する素材生産業協同組合は協力を要請した者にその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告する。

- 2 第三者への損失の原因が、甲、乙に加盟する素材生産業協同組合、要請業者のいずれかの責めに帰すべきことが明らかである場合は原因者が損失の補償を負担する。

その他の場合は、甲、乙に加盟する素材生産業協同組合、要請業者が協議して定めるものとする。

第6条（有効期間）

本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

第7条（その他）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 9月 20日

甲 高知県土木部長



乙 高知県素材生産業協同組合連合会
代表理事

